

# 和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則

平成11年9月1日

規則第39号

改正 平成16年2月5日規則第2号

平成16年5月10日規則第25号

平成16年8月30日規則第35号

平成21年4月21日規則第16号

平成24年2月8日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき、一般廃棄物再生利用業者の個別指定（以下「指定」という。）について必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物再生利用業者個別指定申請書（新規・更新）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書に指定の審査に関し必要な書類及び図面を添付させることができる。

(平24規則6・旧第3条繰上・一部改正)

(指定の基準)

第3条 市長は、申請者が次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める基準のすべてに適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の再生活用を業として行おうとする者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

ア 廃棄物を原則として無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。

イ 廃棄物の再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4第1号イ(2)(3)及び同号ロ(1)(2)の基準に適合するものであること。

ウ 引き取られた廃棄物は、すべて廃棄物の再生活用の用に供されること。

エ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

オ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

カ 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

(2) 廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

ア 原則として再生活用業者が自ら再生輸送を行い、又は再生利用を行っている者との取引に基づく再生輸送を行うこと。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2の基準に適合するものであること。

ウ 再生輸送する廃棄物は、すべて再生利用施設に搬入されること。

エ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

オ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

2 市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

（平24規則6・旧第4条繰上・一部改正）

（欠格事由）

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) 法第7条第5項第4号イからヌまでの規定に該当する者

(3) 指定を受けようとする事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 法人で、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

（平21規則16・一部改正、平24規則6・旧第5条繰上・一部改正）

（指定証の交付）

第5条 市長は、指定をしたときは、一般廃棄物再生利用業者指定証（様式第2号）を交付する。

（平24規則6・旧第6条繰上）

（変更の承認）

第6条 指定業者は、当該指定に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物再生利用業者個別指定変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類及び図面を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の全部又は一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 事業の範囲

(2) 再生活用の用に供する主要な施設若しくはその設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模

(3) 搬入先施設

2 第3条及び第4条の規定は、前項の承認について準用する。

（平24規則6・追加）

（変更及び廃止の届出）

第7条 指定業者は、次に掲げる事項に変更が生じたとき又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、その日から10日以内に一般廃棄物再生利用業者個別指定（変更・廃止）届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その業務を行う役員

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 再生利用の目的

(4) 再生利用により得られる有用物の利用方法

(5) 再生輸送の用に供する施設

（平24規則6・一部改正）

（指定証の書換え交付）

第8条 市長は、第5条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があったときは、当該指定証を書換え交付する。

（平24規則6・追加）

（指定の更新）

第9条 指定業者は、当該指定に付された期限の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期限の満了する日の3月前から当該期限の満了する日の1月前までに第2条第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により更新の申請があった場合において、当該期限の満了する日までに当該申請に対する処分がなされていないときは、当該指定は、当該期限の満了する日後も当該申請に係る処分がなされるまでの間はなおその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、当該指定の期限は、従前の期限の満了の日の翌日から起算して定めるものとする。

(平24規則6・旧第8条繰下・一部改正)

(指定証の再交付)

第10条 指定業者は、第5条又は第8条の指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業者指定証再交付申請書(様式第5号)により市長に指定証の再交付の申請をすることができる。

(平24規則6・旧第9条繰下・一部改正)

(指定証の返納)

第11条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定証を返納しなければならない。

- (1) 指定に付した期限の到来により当該指定がその効力を失ったとき。
- (2) 第8条の規定により指定証の書換え交付を受けたとき。
- (3) 事業の全部を廃止したとき。
- (4) 次条第1項の規定に基づき、指定を取り消されたとき。
- (5) 亡失した指定証を発見したとき。

(平24規則6・旧第10条繰下・一部改正)

(指定の取消し)

第12条 市長は、指定業者の事業の内容が第3条第1項及び第2項並びに第4条に定める基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平24規則6・旧第11条繰下・一部改正)

(帳簿の記載及び保存)

第13条 指定業者は、帳簿を備え、その廃棄物の再生活用又は再生輸送について、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

区分	記載事項
再生活用	1 受入れ又は再生活用年月日 2 排出者ごとの受入量及び受入金額 3 再生活用の方法及び再生活用量
再生輸送	1 再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における同項に規定する事項について記載を終了しなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(平24規則6・旧第12条繰下・一部改正)

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、前条の帳簿の記載内容に関する報告書(様式第6号)を求めることができる。

(平24規則6・旧第13条繰下・一部改正)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平24規則6・旧第14条繰下)

附 則

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第25号)

この規則は、平成16年5月12日から施行する。

附 則(平成16年規則第35号)

この規則は、平成16年8月31日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則第6条の規定により交付された一般廃棄物再生利用業者指定証は、当該指定に付された期限が満了する日までの間は、この規則による改正後の和泉市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則第5条の規定により交付された指定証とみなす。